

奈良市行政改革大綱

平成8年10月28日

目 次

	ページ
第1 行政改革の基本方針	1
第2 推進期間	2
第3 推進事項	2
1 事務事業の見直し	3
2 組織・機構の見直し	3
3 定員管理及び給与の適正化の推進	4
4 効果的な行政運営と職員の能力開発の推進	4
5 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上	5
6 会館等公共施設の設置及び管理運営	5

第1 行政改革の基本方針

少子・高齢化社会の到来、環境問題の顕在化、国際化・情報化の急速な進展など奈良市を取り巻く社会経済環境は大きく変化している。

一方、本市は、多くの貴重な文化遺産と豊かな自然環境に恵まれており、その伝統と新しい市民文化の調和を図ることが重要な課題となっている。

これらの諸課題に積極的に対応し、「歴史と自然と生活文化が織りなす創造と交流の世界都市」の実現に向けて各施策を推進しているところであるが、市民の発想や視点に立ってこれまでの施策を見直すとともに、21世紀に向けて行政自らの責務として、行政事務の効率化、透明化などの改革も求められている。

このような状況を踏まえ、市民の行政需要に的確に応えるために、次の項目を基本方針として推進することが必要である。

- 1 行政改革の推進に当たって「奈良市基本計画」との整合性に十分留意するとともに、社会経済情勢の急激な変化に対しては柔軟かつ迅速な対応を図る。
- 2 現下の厳しい財政状況に鑑み、財政の計画的効率的な運営に一層努め、徹底して無理、無駄を排除し、財政の健全化を図り、必要な施策については、重点的な配分を行う。
- 3 行政改革の推進事項については、推進期間にかかわらず、実現可能なものは即刻見直しを行い、その実現に努める。
- 4 行政改革の実施に当たり、全庁あげて取組みを図り、市民、市議会をはじめ関係方面の理解と協力を得られるように努める。

この方針に則り、見直しを図る視点として、次のような行政システムづくりが必要である。

- (1) 市民の視点に立ったシステムづくり
- (2) 地方分権の時代にふさわしいシステムづくり
- (3) 市民のニーズに的確に対応できるシステムづくり
- (4) 限られた行政資源を最大限活用し得る効率的なシステムづくり
- (5) 市民や企業との協同体制による機能的なシステムづくり
- (6) 職員が誇りを持ち、やりがいのあるシステムづくり

第 2 推 進 期 間

平成 8 年度を初年度として平成 1 1 年度までの 4 年間とする。

大綱に基づき実施する推進事項については、行財政改善推進委員会を中心に、各執行機関等を含む全庁的体制で臨み、着実な改革実施の推進に努め、その完遂を期するものとする。

第 3 推 進 事 項

推進事項として次の 6 項目を掲げる。

- 1 事務事業の見直し
- 2 組織・機構の見直し
- 3 定員管理及び給与の適正化の推進

- 4 効果的な行政運営と職員の能力開発の推進
- 5 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上
- 6 会館等公共施設の設置及び管理運営

1 事務事業の見直し

事務事業については、見直しを実施するとともに、その緊急性、必要性について十分な吟味検討を加え、事務手続の簡素化、効率化の推進を図る。

- (1) 事務事業の執行管理について行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率、効果等を勘案し、整理合理化を図る。
- (2) 行政の公正さ、透明性の確保を図るため、行政手続制度の適正な運用及び情報公開制度の実施を図るとともに、許認可等については、規制緩和の趣旨を踏まえ、廃止、緩和等を含め見直しを図る。
- (3) 民間委託については、その必要性、効果等から徹底した見直しを図るとともに、委託が適当なものについては、積極的に推進する。
- (4) 住民ニーズの多様化に伴う行政の広域化に対し、効率的かつ的確な広域行政を推進する。
- (5) 補助金については、引き続きその必要性、効果性等から整理、統合、廃止等合理化を図るとともにその配分についても検討する。

2 組織・機構の見直し

これまでも組織・機構全般にわたる総点検が実施されてきたが、引き続き次の諸点について見直しと検討を図る。

- (1) 局部課の内部組織や出先機関の統廃合等簡素化、合理化を推進する。
- (2) 政策形成機能、総合調整機能の充実強化を図るための組織・機構の見直しを検討する。
- (3) 関連行政サービスの有機的連携を図るための総合的、機能的な組織・機構の見直しを検討する。
- (4) 組織・機構の見直しに当たっては、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図る。
- (5) 公社等、市の関連する法人については、設立の目的、活動の実態、果たしている機能等について抜本的な見直しを図る。

3 定員管理及び給与の適正化の推進

適正な定員管理を一層推進し、給与についても給与制度の原則に従い、引き続き取り組みが必要である。

- (1) 定員適正化計画に基づき定員管理を推進する。
- (2) 事務事業の見直し、組織・機構の簡素化、民間委託、OA化等により職員の適正な配置が図れないか検討する。
- (3) 職務と責任に応じた、働きがいのある給与制度の維持に努める。

4 効果的な行政運営と職員の能力開発の推進

時代の変化に対応した職員の人材育成及び能力開発を行うため、実効ある研修の充実強化に努める。

- (1) 職員の能力開発のため、長期的視野に立った研修を計画的に推進す

る。

- (2) 市民のニーズの高まりに対応しうる専門職の確保に計画的に取り組む。

5 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上

高度情報通信技術の進展に対応し、かつプライバシーの保護に留意しながら、積極的に行政の情報化の計画的な推進に努める。

- (1) 電子計算処理については、今後その業務の必要性を勘案し、推進する。
- (2) 情報管理・処理システムを積極的に導入する。
- (3) 窓口行政サービスの向上のため、庁内外の関係機関との連携により申請手続の迅速化を図る。
- (4) 行政各部門における事務処理の電算化、ネットワーク化を一層促進し、住民票の写しや印鑑登録証明書の自動交付機の積極的な導入を図る。
- (5) 市民とのコミュニケーションを図るため、行政情報の伝達システムを検討する。

6 会館等公共施設の設置及び管理運営

会館等公共施設の設置及び管理運営については、これまでににおいても必要な見直し等を含め、合理化が進められているが、より一層効率的、効果的な施設の設置及び管理運営を図る。

- (1) 公共施設の新設に当たっては、その施設の役割、機能等について多面

的に検討し、類似関連施設の統廃合、複合化を検討する。

- (2) 他の施設との連携のあり方を検討する。
- (3) 需要の少なくなった施設等については、その有効利用を検討する。
- (4) 施設の管理運営に当たっては、管理委託の推進を図り、使用許可申請等については、手続の簡略化を図り、利用しやすいものとする。